第1146回 高知市教育委員会 3月定例会 議事録

- 1 開催日 平成27年3月26日 (木)
- 2 委員長開会宣言

3 議事

議事		
日程第1	会議録署名委員	員の指名について
日程第2	市教委第8号	委員長の選任について
日程第3	市教委第9号	委員長職務代理者の指定について
日程第4	市教委第10号	議席の決定について
日程第5	市教委第11号	高知市教育委員会会議規則の一部改正について
日程第6	市教委第12号	高知市教育委員会傍聴人規則の一部改正について
日程第7	市教委第13号	高知市教育委員会公告式規則の一部改正について
日程第8	市教委第14号	高知市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正につ
		いて
日程第9	市教委第15号	高知市教育委員会教育長の職務代理者に関する規則の廃止につ
		いて
日程第10	市教委第16号	高知市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定
		いて
日程第11	市教委第17号	高知市教育委員会公印規則の一部改正について
日程第12	市教委第18号	高知市教育委員会の所管する公の施設に係る高知市指定管理者
		審査委員会条例施行規則の制定について
日程第13	市教委第19号	高知地区教科用図書採択協議会規則の廃止について
日程第14	市教委第20号	高知地区小学校教科用図書調査研究委員会規則の一部改正につ
		いて
日程第15	市教委第21号	高知地区中学校教科用図書調査研究委員会規則の一部改正につ
		いて
日程第16	市教委第22号	高知市少年補導センター設置条例施行規則の一部改正について
日程第17	市教委第23号	高知市心身障害児等に対する就学指導に関する規則の廃止につ
		いて
日程第18	市教委第24号	高知市教育研究所条例施行規則の一部改正について
日程第19	市教委第25号	高知市筆山文化会館条例施行規則の一部改正について
日程第20	市教委第26号	高知市春野郷土資料館条例施行規則の一部改正について
日程第21	市教委第27号	高知市教育委員会職員のうち特別の形態によつて勤務する必要
		のある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について
日程第22	市教委第28号	高知市立養護学校の学部の設置に関する規則の一部改正につい
		T
日程第23	市教委第29号	高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
日程第24	市教委第30号	高知市児童厚生員設置に関する規則及び高知市児童館指導員設
		置に関する規則の一部改正について
日程第25	市教委第31号	高知市立市民図書館資料利用規則の一部改正について
日程第26	市教委第32号	高知市立自由民権記念館長に関する規則の一部改正について

4 報告

- ○平成27年3月高知市議会定例会について
- ○こども科学館(仮称)の名称募集について
- ○「生徒指導を進めるための手引きー理論と実践例ー」について
- ○活用力育成のための問題集「算数の力」について

5 出席者

(1) 委員

1番委員長	谷		智	子
2番委員	Щ	本	和	正
3番委員	西	森	P.	
4番委員	野	並	誠	\equiv
5番教育長	松	原	和	廣

(2) 事務局

教育次長	土	居	英	_
教育次長	森	田	洋	介
教育政策課長	高	畄	幸	史
学校教育課長	野	村	能	教
教育環境支援課長	森		_	正
人権・こども支援課長	中	田	正	康
人権・こども支援課生徒指導対策監	横	田		隆
教育研究所長	多	田	美名	茶子
少年補導センター所長	西	澤	勇	司
民権・文化財課 (参事)	筒	井	秀	_
市民図書館長(参事)	貞	廣	岳	士
市民図書館新図書館建設担当副参事	池	上	哲	夫
商業高等学校事務長	近	澤	伸	子
教育政策課教育企画監	和	田	広	信
教育政策課長補佐	宮	田	小	町
教育政策課総務担当係長	吉	本	忠	邦
教育政策課主任	横	田	由糸	记子

- 1 平成27年3月26日(木) 午後4時00分~午後5時10分 (たかじょう庁舎5階北会議室)
- 2 議事内容

開会 午後4時00分

谷委員長

ただいまから,第1146回高知市教育委員会3月定例会を開会いたします。 はじめに,会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、野並委員、お願いいたします。

野並委員

はい。

谷委員長

日程第2 市教委第8号「委員長の選任について」です。

平成27年3月31日をもって、私の委員長としての任期が満了となります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の附則の第2条にあります「旧教育長に関する経過措置」に伴い、引き続き、第12条第1項の規定により、4月1日からの委員長職について選挙を行うこととします。どなたか委員長に立候補される方はいらっしゃいませんか。

立候補がないようですので、指名推薦により行います。

いかがでしょうか。

松原教育長

谷委員長に、引き続いてやっていただいたらどうかと思います。

委員一同

---- 【は い】 ------

異議ありません。

谷委員長

ただいま、私を委員長に推薦するとご意見がありましたが、皆様ご異議ありませんでしょうか。

委員一同

― 【異 議 な し】 ――――

谷委員長

ご異議なしと認めます。

市教委第8号を決し、4月1日からの委員長に、私、谷が選任されました。

続きまして、委員長の選任に伴い、日程第3 市教委第9号「委員長職務代理者の指定について」を議題とします。こちらも経過措置として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第12条第4項の規定によるものです。

委員長職務代理者についていかがいたしましょうか。

松原教育長

引き続いて, 山本委員にやっていただいたらどうかと思います。

谷委員長

皆様ご異議ございませんか。

委員一同

----- 【は い】 ------

谷委員長

それでは、市教委第9号「委員長職務代理者の指定について」は、委員長職務代理者に山本和正 委員を指定することに決しました。

山本委員

よろしくお願いします。

谷委員長

次に、日程第4 市教委第10号「議席の決定について」、委員長並びに委員長職務代理者が新た に決定いたしましたので、改めて議席を決定することといたします。事務局からの案をお願いしま す。

教育政策課長

教育政策課の高岡です。

事務局からは,現行のとおり,1番 谷委員長,2番 山本委員長職務代理者,3番 西森委員, 4番 野並委員,5番 松原教育長でご提案を申し上げます。以上です。

谷委員長

市教委第10号「議席の決定について」は、ただいまの事務局案でいかがでしょうか。

委員一同

【異 議 な し】 -----

谷委員長

異議なしと認めます。よって市教委第10号は、そのように決しました。

それでは、議案審査に移ります。日程第5 市教委第11号「高知市教育委員会会議規則の一部 改正について」から日程第21 市教委第27号「高知市教育委員会職員のうち特別の形態によつて 勤務する必要のある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」を一括で審議いたします。 事務局の説明をお願いします。

教育政策課長

教育政策課の高岡です。

私の方からは、市教委第 11 号から市教委第 27 号までの説明を一括してさせていただきます。 お配りしております「第 1146 回高知市教育委員会 3 月定例会議案別紙資料」をご参照いただければと思います。

この資料には、各規則の改正文と新旧対照表が、載せておりますのでよろしくお願いいたします。まず、市教委第11号「高知市教育委員会会議規則の一部改正について」から市教委第17号「高知市教育委員会公印規則の一部改正について」を説明させていただきます。平成27年4月1日から施行となります地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、関係する規則の制定、改正、廃止を行うものでございます。

まず資料1ページです。

市教委第 11 号「高知市教育委員会会議規則の一部改正について」から資料 7 ページまでの市教 委第 13 号「高知市教育委員会公告式規則の一部改正について」までにつきましては、教育委員長 と教育長を一本化した新教育長が設置されることから、規則中の教育委員長を教育長に改めるなど の改正をするほか、規程の整備を行うものでございます。

次に、資料の8ページ、9ページをご覧いただけますでしょうか。

市教委第 14 号「高知市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について」につきましては、新教育長へのチェック機能を強化するため、教育長が委任された事務の管理及び執行状況

を報告する義務が法律に規定されたことから、その内容等について規定するほか、規程の整備を行 うものでございます。

次に資料10ページをご覧いただけますでしょうか。

市教委第 15 号「高知市教育委員会教育長の職務代理者に関する規則の廃止について」につきましては、新教育長の職務代理者について、教育委員の中からあらかじめ指名する事となったことから、教育長職務代理者について、教育委員会の事務局の職員とすることを定めた本規則を廃止するものでございます。

次に11ページをご覧ください。

市教委第16号「高知市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について」につきましては、新教育長が常勤の特別職となり、職務に専念する義務が課せられたことにより、平成27年4月1日に公布、施行となる本市の教育長の職務に専念する義務を免除する事項を定めた高知市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の規定により、教育長の職務に専念する義務を免除する事項について本規則に制定をするものでございます。

次に12ページから15ページまでになります。

市教委第 17 号「高知市教育委員会公印規則」の一部改正につきましては、新教育長の設置に伴い、規程中の教育委員長に関する公印の規程を削る等の改正をするとともに、高知市立養護学校の名称が、高知市立高知特別支援学校に変更となることに伴う所要の改正を行うほか、規程の整備を行うものでございます。いずれの規則も、施行日は平成 27 年 4 月 1 日を予定しておりますが、新教育長の設置に係るものにつきましては、法律に旧教育長に関する経過措置が設けられていることから、旧教育長の在職の間は、従来の規程を適用する経過措置を設けております。

次に、資料 16ページの市教委第 18 号「高知市教育委員会の所管する公の施設に係る高知市指定管理者審査委員会条例施行規則の制定について」から資料 36ページまでの市教委第 26 号「高知市春野郷土資料館条例施行規則の一部改正について」でございますが、この件につきましては、全庁的な審議会等の見直しに伴いまして、3月議会におきましても、条例等の制定をいたしたところでございますが、既存の委員会等を地方自治法に基づく附属機関として位置付ける整備をしたことに伴いまして、規則の改正又は廃止をするものでございます。

まず資料 16ページ,17ページになりますが,市教委第18号「高知市教育委員会の所管する公の施設に係る高知市指定管理者審査委員会条例施行規則の制定について」を説明いたします。

この規則は、平成27年4月1日に高知市指定管理者審査委員会条例が公布、施行となることに伴いまして、公の施設の指定候補の選定に係る審査、指定管理者の指定の取消し等を行う指定管理者審査委員会について、施設ごとに規則で定めることとなっていることから、高知市教育委員会の所管する公の施設に係る指定管理者審査委員会について、本規則で定めるものでございます。

次に資料 18 ページの市教委第 19 号「高知地区教科用図書採択協議会規則の廃止について」から 資料 26 ページまでの市教委第 21 号「高知地区中学校教科用図書調査研究委員会規則の一部改正に ついて」でございます。

まず,18ページの市教委第19号「高知地区教科用図書採択協議会規則の廃止について」でございますが,高知地区教科用図書採択協議会を高知市教育委員会の附属機関として整理し,設置の根拠として,高知地区教科用図書採択協議会条例を定めたことから,本規則を廃止するものでございます。

次に、資料 19ページから 26ページまでになりますが、市教委第 20 号「高知地区小学校教科用図書調査研究委員会規則の一部改正について」と市教委第 21 号「高知地区中学校教科用図書調査研究会規則の一部改正について」は、高知地区小学校教科用図書調査研究委員会と高知地区中学校教科用図書調査研究委員会の設置根拠等の所要の改正を行うものでございます。

次に資料27ページから36ページになります。

市教委第22号「高知市少年補導センター設置条例施行規則の一部改正について」から市教委第26号「高知市春野郷土資料館条例施行規則の一部改正について」までにつきましては、各規則に規定している委員会等をそれぞれ高知市教育委員会の附属機関として整理し、その設置根拠を条例に規定したことから、規則にある設置根拠の条文を削るとともに、所要の改正を行うもの、また規則そのものを廃止するものでございます。

いずれの規則も、施行日は平成27年4月1日を予定しております。

次に、資料37ページです。市教委第27号「高知市教育委員会職員のうち特別の形態によつて勤務する必要のある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」をご説明させていただきます。

この規則は、市民の利便性向上のため、春野郷土資料館の開館時間を変更したことに伴いまして、春野郷土資料館に勤務する職員の勤務時間を改正するものでございます。施行日は、平成27年4月1日を予定しております。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

谷委員長

はい。この件に関して質疑等はありませんか。

市教委第20号「高知地区小学校教科用図書調査研究委員会規則の一部改正について」と市教委第21号「高知地区中学校教科用図書調査研究委員会規則の一部改正について」の改正の中で、「高知地区教科用図書採択協議会委員長」が「高知地区教科用図書採択協議会会長」になっているのは、どういう理由ですか。

松原教育長

何ページですか。

谷委員長

例えば、26ページです。

学校教育課長

学校教育課の野村です。今年度は、小学校の採択を行いました。来年度は中学校の教科用図書の採択の年度になっておりますので、先ほど説明をしましたように、高知地区教科用図書採択協議会規則は廃止をして、条例化にしましたけれども、仕組み自体は基本的に変わっておりませんが条例化に伴いまして、「高知地区教科用図書採択協議会委員長」を「高知地区教科用図書採択協議会会長」に変更しております。

谷委員長

今までと変わらないということですね。分かりました。他にありませんか。

委員一同

谷委員長

他にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第 11 号「高知市教育委員会会議規則の一部改正について」から市教委第 27 号「高知市教育委員会職員のうち特別の形態によつて勤務する必要のある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異 議 な し】 -----

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第11号から市教委第27号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第22 市教委第28号「高知市立養護学校の学部の設置に関する規則の一部改正について」及び日程第23 市教委第29号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課の野村です。

資料の39ページをご覧ください。市教委第28号「高知市立養護学校の学部の設置に関する規則の一部改正について」でございます。

これは、高知市立養護学校の校名変更に伴いまして、題名及び本則にあります「高知市立養護学校」を「高知市立高知特別支援学校」に改めるものでございます。

次に、41ページの市教委第29号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」 でございます。

これは、高知市立学校の管理運営に関する規則の様式第2号を改めるということでございまして、これは新旧対照表が44ページにございますが、これも校名変更に伴いまして、「高知市立養護学校長」を、「高知市立高知特別支援学校長」に改めるものでございます。以上でございます。

谷委員長

この件に関して質疑等はありませんか。

松原教育長

特別支援学校の幼稚部はまだ廃止にはなってないのですか。

学校教育課長

廃止にはなっていません。

松原教育長

休部ということですか。規則では残しているということですね。

谷委員長

他にはございませんか。

委員一同

谷委員長

それでは、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第28号「高知市立養護学校の学部の設置に関する規則の一部改正について」及び市教委第29号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

----- 【異 議 な し】 -------

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって,市教委第28号及び市教委第29号は,原案のとおり決しました。 次に,日程第24 市教委第30号「高知市児童厚生員設置に関する規則及び高知市児童館指導員 設置に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

人権・こども支援課長

人権・こども支援課の中田です。市教委第30号について、ご説明をいたします。

25 ページから 47 ページまでになりますが,新旧対照表でご説明させてもらいますので,46 ページをお開けください。

46ページの方には児童厚生員、47ページには児童館指導員に関する規則の新旧対照表となっております。

この規則の改正は、教育委員会が設置をしております 12 か所の児童館集会所において実施をしております子ども会の指導にあたっております児童厚生員、児童館指導員について、その委嘱の要

件を今般の社会情勢や他の非常勤特別職の状況, 高知市の再任用制度を考慮いたしまして, 60 歳から 65 歳に委嘱の要件を引き上げようとするものでございます。

また,「禁錮」という漢字がございますけれども,この「禁錮」の「錮」という漢字が,常用漢字となっていることから,フリガナを削除するというものでございます。説明は以上です。

谷委員長

この件に関して質疑等がありませんか。

特に、意見もないようですので、この件の質疑は終了して採決に移ってよろしいでしょうか。

委員一同

谷委員長

市教委第30号「高知市児童厚生員設置に関する規則及び高知市児童館指導員設置に関する規則の一部改正について」は、原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

委員一同

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第30号は、原案のとおり決しましました。

次に、日程第25 市教委第31号「高知市立市民図書館資料利用規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

市民図書館長

市民図書館の貞廣です。

資料は、48ページから52ページになりますが、別途資料を用意させていただきましたので、A4の1枚がお手元にあると思いますけども、少しご覧になっていただけますでしょうか。そちらの方で、ご説明をさせていただきます。

改正の目的といたしましては、県立図書館と市民図書館が共同で運営をする新図書館情報システムが、平成27年6月に統合されます。

両館の蔵書が一体的に検索や貸出,返却することが可能となるため,必要な規則の改正を行うも のでございます。

改正の内容といたしまして、従来の市民図書館利用カードがこの統合を機に使えなくなりますので、その廃止ということで、これから先は、県市共通利用カードのみということになります。

それと、貸出制限冊数の変更ということで、現在、市民図書館 10 冊以内ということですけども、 県立図書館も 10 冊以内でして、合わせて 20 冊以内に変更を行うという規則の改正でございます。 あと、資料の貸出、停止の規程の変更ということで、6 か月以上長期にわたって返却してない方 につきましては、新たな資料は貸出できない等の規定をするものでございます。

また、運営に合わせて、所要の改正を行うものでございます。

それと、この件に関しましては、高知県におきましても同様の規則改正を行っておりまして、県の方でパブリックコメントを実施しております。そちらの方をご報告させていただきたいと思います。

意見募集期間は、2月16日から3月17日までということで、1名の方からご意見を出していただきました。

貸出途中に、第2番目以上の貸出希望者が出た場合、2、3日間、途中返却をさせるということをさせてはどうかという内容です。これは、分かりやすく言うと、いわゆる人気本というか、利用頻度が高い本の予約が入った時に、途中返却をさせたらどうかというご意見でございます。

それに対する考え方といたしましては、利用頻度が高い図書については、副本と言いまして、1 冊だけ購入するのではなくて、状況によって、複数冊買っているところでございます。 貸出期間は、14日以内ということですけども、現実には限られた時間にしか読書ができない方も 多数いらっしゃるということから、2週間を超えて貸出希望する場合というのがありまして、貸出 延長の制度というのがございます。

そういった場合, 予約が入ってなかったら貸出の延長をするのですが, 予約が入っていれば, 貸 出延長はしないという運用をしているところでございます。

長期間独占することができない仕組みになっているので、ちょっとご意見も分かるのですが、そ ういうことで途中返却というのは考えてなくて、今回の改正内容には反映してないというところで ございます。

なお,この同様の改正が,県の教育委員会の方でも,先日行われまして,決議をされております。 説明は以上でございます。

谷委員長

はい、この件に関して質疑等はありませんか。よろしいですか。

委員一同

谷委員長

それでは、採決に移ります。市教委第31号「高知市立市民図書館資料利用規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第31号は、原案のとおり決しました。

次に日程第26 市教委第32号「高知市立自由民権記念館長に関する規則の一部改正について」 を議題とします。事務局の説明をお願いします。

民権・文化財課長

民権・文化財課の筒井でございます。

自由民権記念館の館長に関する規則の中で、館長の設置根拠として、高知市立自由民権記念館条例の条項を引用していますが、その引用すべき条項に間違いがございましたので、今回直すというところでございます。

54ページの新旧対照表を見ていただきますと、旧が「第12条に規定する」となっておりますが、 新の方では「第5条に規定する」ということで、事実上、内容は一緒でございますが、第12条から第5条への変更でございます。

なぜ、このようなことが発生したかでございますが、平成21年に指定管理者制度を導入した際に、高知市立自由民権記念館条例を改正いたしまして、その時に第12条に規定されていました内容が第5条に変更になったものでございます。

従いまして、本来、平成21年に改正しておくべきところ、現在に至っておったものでございま す。誠に申し訳ございません。以上です。

谷委員長

良く分かりました。ご意見等はありませんか。

委員一同

- 【な し】 -----

谷委員長

よろしいですか。では、採決に移ります。

市教委第32号「高知市立自由民権記念館長に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

- 【異 議 な し】 ―

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第32号は、原案のとおり決しました。

続いて、報告事項です。「平成27年3月高知市議会定例会について」事務局からの説明をお願い します。

教育政策課長補佐

教育政策課の宮田でございます。A4両面印刷の資料,「平成27年3月議会代表個人質問概要」をご覧ください。3月5日から24日までの会期で開催されました3月議会定例会において出されました教育委員会に関わる質問の概要について,簡単にご説明いたします。

教育委員会関係は、この議会で質問議員 19 人中 13 人から全部で 62 問の質問がございました。 昨年 12 月議会の 62 問、そして、ちょうど一年前の昨年 3 月議会の 87 問と同様、多くの質問が寄せられております。

質問の主な内容につきまして、抜粋してご報告を申し上げます。

まず、多かった質問ですが、12月議会でも多くの質問がありました中学校給食について、給食センターの建設用地の選定、配送に要する時間について、またその活用方法等につきまして質問がございました。

建設用地につきましては、災害発生時のリスク分散の観点から市内2か所に配置したいこと、また調理後2時間以内に給食を開始しなければならないことから、より短時間での配送が可能な場所に建設する必要があることを教育長から答弁いたしました。

活用方法につきましては、災害時の炊き出し拠点、食育推進のための見学・研修施設、保護者等に給食試食の場を提供し、学校理解を図るための施設等として活用したいと、こちらも教育長から答弁いたしました。

その他,道徳が教科として教育課程に位置付けられることに関する質問もございました。この質問については,子どもたちの道徳性を育む教育を大事にすること,それから評価の方法については,丁寧に対応していくことを答弁いたしました。

また、その他にも、文部科学省が、公立小・中学校の統廃合に関する基準を見直したことに伴う質問ですとか、いじめに関して学校名を公開するよう命ずる判決が出されたことについての質問、また、少年スポーツの振興についての質問も出たところでございます。詳細につきましては、後ほど資料の方をご覧いただければと思っております。

教育委員会から提案をいたしました平成26年度3月補正予算議案,そして平成27年度の当初予 算議案及び予算外議案につきましては,19日に開催されました経済文教委員会において承認をされ ました。

また、今議会に教育委員会関係で、浦戸湾昔物語語り部の会から、桂浜公園整備計画に関する件について、陳情が1件ございましたが、賛成少数で不採択となりましたこともご報告いたします。 説明は以上でございます。

谷委員長

この件について質疑等はございませんか。

山本委員

給食センターですけども、やはり全部が、仮に、中学校すべて行うとなった場合には、献立表は、 どういうような感じで考えられるのですか。

松原教育長

献立は、やはりセンターが2つできれば、2つの種類ができるのではないかと思いますが、どうですか。

土居教育次長

2つにすることは可能かと思います。同一にすることもできますし、別々にということもできます。現在も小学校の場合、いくつかのグループを分けて献立をしておりますので、同様な考え方ができるのではないかと思いますが、いずれにしましても今後それも含めて検討課題の1つになろうかと思います。

山本委員

献立が別々の場合も給食費は統一の金額になるのですか。

土居教育次長

はい。

谷委員長

他にありませんか。よろしいでしょうか。

委員一同

【は い】 ———

谷委員長

それでは次へまいります。

次に、「こども科学館(仮称)の名称募集について」を事務局から説明をお願いします。

市民図書館新図書館建設担当副参事

新図書館建設室の池上です。お手元の方に、こども科学館(仮称)の名称募集についてというA4の2枚の資料をお配りさせてもらっておりますので、そちらの方をご覧になってください。

まず、レジュメ形式の方から説明いたします。2月の教育委員会でも一度ご説明させていただきましたが、大変簡略化した資料で、教育委員会のこども科学館(仮称)の名称決定に係る役割が分かりづらいという事がご指摘いただきましたので、丁寧な資料を作ってまいりました。

見ていただければ分かるように、公募期間は、今年の5月1日から6月10日になっています。 それに合わせて、2枚目が「あかるいまち」の5月号で広報、お知らせをする予定ですが、その原稿のイメージです。まだ校正ができておりませんので、今後大きくレイアウトが変わってくると思いますが、新図書館等複合施設とセットで、こういう形で、市民の皆様にお知らせをして、募集を図っていきたいと考えております。

周知方法は、先ほども申しましたように「あかるいまち」やチラシ、ポスター等活用できるものは、できるだけ使ってやる予定をしております。

そして、賞ですが、最優秀賞として5万円を1点、優秀賞の1万円を3点選ぶ予定です。

また,スケジュールとしては,公募期間が終わった後に,選考委員会で選考し,そのあと教育委員会で審議をしていく予定をしております。

選考委員会の方ですが、現在まだ人選は検討中でして、そちらに書いてあります関係者、科学館 の方、科学館基本構想検討委員会の方などを想定しております。

そして,いわゆる,名称の決定の方法ですが,最終的に決定は教育委員会にて名称を決定していただくように考えております。

根拠としては、法律で、教育施設の設置は教育委員会の所管ということに基づいて、そうさせていただきました。

選考方法は、資料に書いてあります1番から4番の流れに基づいています。選考委員会は優秀賞4点を選定します。そして教育委員会にて、優秀賞4点のうちから最優秀賞1点として名称を決議していただき、そしてその結果を市議会に報告し、条例として整備ができましたら市議会にて、設置管理条例の議決をいただくという流れになっています。ですから選考委員会の役割は、優秀賞4点の選択まで、教育委員会としては、その4点の中から最優秀賞1点として名称を決議していただくということで整理しているところです。説明としては以上です。

谷委員長

ありがとうございました。この件について、質疑等はございませんか。

西森委員

すごく基本的なことを伺います。ちょっと2枚目の方からいきますが、新図書館等複合施設と言えば建物やその周辺施設全体のもので、この愛称が1つ募集対象になり、それからこども科学館(仮称)の正式名称として、条例上にも登録されるものを先ほどご説明いただいた方法で選ぶということでしょうか。

新図書館の正式名称というのは、もう決まっているのですか。

市民図書館長

正式に言いますと、高知県立図書館、高知市立市民図書館というようになりまして、愛称募集としまして、点字図書館、新点字図書館、図書館等の複合施設としての愛称を募集するようになります。

西森委員

ということは、あくまでも正式名称は県立図書館と市民図書館で、これはもう既に条例も存在していると思われますけれど、形が変わっただけであって、法律の世界の上では動いてなく、同じ施設名称に決まっているということですね。新設部分だけ、正式名称が必要だということですか。

市民図書館長

科学館の方は、今無いものですので、正式名称として、公の施設ですので、条例化が必要なので、 それを募集させていただくということです。

西森委員

分かりました。ありがとうございます。

山本委員

正式名称の中で、使って不具合な名前とか、表現とかはあるのですか。どんな形でも、選ばれたら、公募したらそれが通れば正式名称ということで選択されるのですか。

市民図書館長

それにつきましては、応募要領の方に補作をさせていただく場合もありますと書いておりまして、 そういった形で正式名称でございますので、例えば高知市立を付けるであるとか、そういった形の 補作もあるということで、自由な発想で出しているのを基に、最終的には、補作が少し入る可能性 はあると考えております。

市民図書館新図書館建設担当副参事

あと、補足ですが、選考委員の皆さんに選んでいただいた作品が優れたものであっても、例えば他の施設で、商標に登録されているとか、そういうことがあった場合には、決定した後、そういう調査をする予定です。そういった場合には、申し訳ないですけど、再度変更させていただくという手続が発生してきます。

西森委員

選考したあとで、調査するのですか。

市民図書館新図書館建設担当副参事

二段階には考えていますけども、どうしても一件を調査するのに費用もかかってきますので、一 段階目は軽い調査を考えています。

松原教育長

正式名称は、そんなに、他の施設と同じにはならないと思います。ただし、愛称の場合は、似たような愛称になる場合がたくさんあると思います。

こども科学館の名称を正式に決めるのは、この教育委員会の場で、選考委員会から4点上がってきますから、4点の中から論議をして決めるという事になると思います。

谷委員長

4つ選ばれたものの中から、ここで選考するという事ですか。

松原教育長

はい、選考したものを最優秀という形で表彰するという事になると思います。

西森委員

何点くらいでてくるでしょうか。

市民図書館長

想定上は、正式名称といえども、自由な発想で考えていただくことを考えておりまして、点数が 出た上で、ある程度絞り込みをかけた上で選考委員会にかかっていくと思います。

谷委員長

教育委員会で決めるというのは,こども科学館(仮称)の名称を決めるということで,愛称はまた別ですか。

市民図書館長

愛称は、また別の選考委員会で決めるようになります。

松原教育長

こども科学館(仮称)の正式名称を決める選考委員会は、選考に当たり、その順位性は付けないのですか。

市民図書館長

はい。

松原教育長

正式名称をどういう名前にするかについては、一般公募しますか。

市民図書館新図書館建設担当副参事

一般公募で募集します。

松原教育長

一般公募でした時に、候補となる名称の件数が多いとか、少ないとかということが出てくると思いますが、それが多いとか、少ないとかいうものは、教育委員会での審査の対象に載ってきますか。

市民図書館長

そこも含めて、今の想定では審議していただこうと思っていまして、選考委員会の時に、一覧表が出てきたとして、こういう名称が何点かありましたとか、ほか多数とか、何点、何点も応募がありましたとかいったような説明をつけた上で、選考委員会で審議していただくということで想定しております。

松原教育長

そのようなやり方で審議するのですか。

市民図書館長

前回のかるぽーとの場合は愛称でしたけども、愛称の時もいろいろな名称が出ていまして、それ も何点、何点ということで、整理をさせていただいて、審議していただきました。

市民図書館新図書館建設担当副参事

あと、追加としては、応募用紙などには、なぜその名称を応募するのかという説明もきちんと書いていただくようにして応募用紙も作りますので、その説明も含めて、検討していただいて、最も相応しい名称を選んでいただいたらと考えております。

谷教育長

選考委員は誰になりますか。それは、まだ決まってないのですか。

市民図書館長

市関係者ですとか、それと科学館の基本構想検討委員会で科学館基本構想の関係で委員の方であるとか、あと、例えばPTAの方であるとか、商店街の方であるとか、そういった方で、一般市民の方にも入っていただいくことを想定しています。ただ、具体的には、決まってないので、今後また、協議をさせていただいてということになると思います。

松原教育長

選考委員会で上位4点を上げてもらって、その4点の中から何が一番相応しいのかというのを教育委員会として決めていくという形をとらないと、一般公募では一番これが多かったですというような形になってくると、どうしてもそれを最優先に考えないといけないという事になってしまうと思うので、バックデータを付けてここへ出すのか、白紙で、例えば上位4つの名前を、推薦文をつけて出すのか、そのあたりをちょっと検討してもらったらと思います。

市民図書館長

分かりました。

谷委員長

そのあたりを検討していただくということで、この件については、よろしいでしょうか。

委員一同

----- 【は い】 ------

谷委員長

では、次に行きます。次に、「生徒指導を進めるための手引き―理論と実践例―について」、事務局の説明をお願いします。

人権・こども支援課生徒指導対策監

人権・こども支援課の横田です。「生徒指導を進めるための手引き―理論と実践例―について」は、今、学校で求められる生徒指導の事例として作っています。

冊子をご覧ください。

高知市は、学力対策第ニステージとして、学力対策と生徒指導対策を両輪としています。生徒指導の一層の推進に向けましては、学校の問題行動を起こさない予防的な取組や、いじめ問題行動等へ適切に対応する力について学校組織をあげて進めていくことが求められております。

そこで3つの力を, 予防力, 対応力, 組織力という形にいたしました。

さて、本冊子の作成の背景としましては、平成22年度に、文部科学省が、生徒指導提要というのを29年ぶりに作成しました。また、昨年度につきましては、高知県教育委員会が、生徒指導ハンドブックを作成しております。

そこで、高知市では、より学校現場が活用しやすいものとして、生徒指導の取組を周知徹底するために作成しました。サイズは、A5版、縦書き2段としまして、読みもののような形にして、手に取りやすく、学校の先生方が、読みやすく、活用しやすいものにしたいとの気持ちを込めて作成をいたしました。

目次をご覧ください。第1部が、生徒指導の理論、第2部が生徒指導を進める上での基本的な考え方、次ページの第3部では、第1章では開発的・予防的な生徒指導、第2章では問題解決的な生徒指導で形成し、最後に活用していただきたい資料を載せております。

見出しの方も、少し読みたくなるようなインパクトを込めて、学校の全ての場面に生徒指導をとか、生徒指導の3機能をいかすような形で内容をまとめたものでございます。

この 26 の実践事例につきましては、小・中学校の生徒指導班が、学校を訪問しまして、管理職や先生方から効果的な生徒指導の取組を聞き取り、まとめたものでございます。

事例ですので、少し脚本の方もさせていただいているところです。

3月31日全教員に配付をし、4月からの職員会や校内研修会等で活用していただくということで、広報活動や今後の研修活動を積極的に進めながら、これを実際に使っていただけるように、来年度については働きかけをしていきたいと考えているところです。以上です。

谷委員長

この件につきまして、質疑等はございませんか。

非常に表紙が凝っていると思います。また中身も、いいような感じがします。せっかく作ったので、先生方が、職員会の時にこれを持参してくるようにしたらいいと思います。

松原教育長

だけど、短期間でこれだけ作るのは素晴らしいと思います。

谷委員長

時々見ながら、線を入れたりして活用ができたらすごくいいと思います。

山本委員

これは全員の先生に配られますか。

人権・こども支援課生徒指導対策監

はい。ただし、調理員などへの配付は考えておりません。

松原教育長

今まで、教育委員会では、このような表紙のものを作ったことはなかったと思います。

谷委員長

すごいですね。非常にいいと思います。これは何冊くらい作っていますか。

人権・こども支援課生徒指導対策監

3千部作りまして, 2千部配付して, あと, また来年度からの臨時の教員等に採用した者には順次配付をして行き, あとは手持で持っていただくという形にしたいと思っています。

谷委員長

これは、個人持ちにするのですか。

人権・こども支援課生徒指導対策監

はい。

谷委員長

分かりました。それで良いと思います。

人権・こども支援課生徒指導対策監

ありがとうございました。

谷委員長

次に、「活用力育成のための問題集「算数の力」について」、事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

はい、お手元に活用力育成のための問題集「算数の力」という冊子がございますけれど、ご覧いただきたいと思います。

これまでも高知市の子どもたちの学力調査について説明をさせていただいたところですけれども、いわゆる、国語、算数ともに主として知識に関するA問題については、小学校全国平均レベルを超える正答率となっているところですけれども、活用する力に関するB問題において、やはり子どもたちにまだ十分な力が、育成できてないという課題が見られているところです。

そこで、高知市研究会の算数部の先生方のお力を借りまして、活用力をつける問題ということで、 1年生から6年生までの各学年、学期に1年間で6枚のこういう問題集を作成いたしました。

例えば、32ページを開けていただきましたら3年生の問題があるわけですけれども、教科書にも こういう問題があります。 実際授業の中で、例えば1番の問題、長さを測る時に、巻尺や30センチメートルの物差し、それから1メートルの物差しがありますが、どういうものを使って測りますかというように実際の授業では取り上げられて、このようにア・イ・ウを選ぶわけですけれども、ここの問題では、答えの具体的な理由を書いた箇所を設けています。

実際の授業でも、答えの具体的な理由を子どもたちに言わせたりするわけです。この問題集では、子どもたちに答えの理由を書かせ、又は考え方を書く場面を入れてございます。

表面は問題となっており、裏面はその回答ということで、各先生方に使い勝手がいいように、また、下側の全部が取り外しできて、すぐ印刷できる形のものとして、作り上げたものでございます。

お手元の資料のもう1枚が、新聞記事です。3月12日には高知新聞の方で載せていただいて、 紹介されたところです。

この冊子につきましては、各学級1冊ということで、全学年にあります。ちょうど今、学期末まとめの時期でもありますので出しています。

あとは、全学年の復習ということで、授業の時間だけではなくて、放課後の加力学習の中でありますとか帯タイムでありますとか、家庭学習の際に使っていただき、また、授業の中でもこの問題を見ていただいて、授業改善にもいかしていただこうということでこの冊子を作ったということでございます。以上です。

谷委員長

ありがとうございました。この件について質疑等はございませんか。

松原教育長

少年補導センターではこのようなものは作ってなかったですか。

少年補導センター所長

はい,作っております。

西森委員

本当に素晴らしいと思っているのですが、どうやって作るのですか、こういうものは、先生方の 英知を結集して、検討して作るのですか。

学校教育課長

結局,これは依頼をして完成まで、約2年近くかかっています。いわゆる市教研の算数部の先生方にこの問題の作成を依頼しまして、それで、校正も必要ですし、それから1年生から6年生まで見た時のつながりですとかいったところは、現場の先生の力を借りなければなかなかできないところですので、あと、教科書の中身も十分見て作りました。

西森委員

すごいと思います。

松原教育長

算数の現場の力というのは、私は日本の中でも、結構高い評価されるくらいの力を持っているのではないかという感じはします。

西森委員

高知市にはそういう伝統があるのですか。

松原教育長

はい、昔から伝統があって、結構、先導的なこういうものは作ってきた経緯があります。

谷委員長

算数の専門家の先生もすごく多いです。

だから、私はこれがすごく使いやすいと思うのは、開けたらすぐ使え、印刷もできるようになっており、裏に答えがあるようになっており、すごく考えたと思います。どうやったら現場に使ってもらえるか、どうやったらその活用して効果を上げるかということをすごく考えて作っていると思

いますし、これは素晴らしいものだと思います。私も現場にいたら使いたいと思います。とにかく、
使ってもらいたいと思います。最終的には、例えば各学年の算数において、高知方式でこれを1年
間でやったら、活用力は絶対身につくというようになってきたらいいと思います。
他にはありませんか。よろしいですか。
委員一同
【は い】

谷委員長

それでは以上で本日の議事日程は終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時10分

署名		
委員長		
4番委員		